付録 4. 九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター規則

九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター規則

平成24年度九大規則第31号 施行:平成24年12月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。)第13条 第2項の規定に基づき、グリーンアジア国際リーダー教育センター(以下、「センター」という。)の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的

第2条 センターは、産学官との連携の下、九州大学(以下「本学」という。)の学位プログラムである「グリーンアジア国際戦略プログラム」(以下「プログラム」という。)の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) プログラムの実施及び推進の統括に関すること。
- (2) プログラムの展開方策の策定に関すること。
- (3) プログラムによる教育・研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。 (センター長)
- 第4条 学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。
- 2 センター長は、九州大学の教授のうちから、第6条に規定するセンター運営委員会(以下次条に おいて同じ。)の推薦により、総長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。 (副センター長)
- 第5条 学則第26条の規定により、センターに、副センター長を置く。
- 2 副センター長は、本学の教授及び准教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副センター長は、再任されることができる。

(センター運営委員会)

- 第6条 学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。
- 第7条 センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの専任の教授及び准教授
- (3) 総合理工学府の教授及び准教授のうちから選ばれた者 3人
- (4) 工学府の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (5) 人文科学府、法学府、経済学府及び芸術工学府の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (6) 筑紫地区事務部長
- (7) その他センター運営委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 第8条 センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、センター運営委員会を主宰する。

- 第9条 センター運営委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決すること ができない。
- 2 センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部の協力を得て、筑紫地区事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項はセンター運営 委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される第4条第1項のセンター長及び第5条第1項の副センター長は、第4条第2項及び第5条第2項の規定にかかわらず、総長が指名する者をもって充てるものとし、その任期は、第4条第3項本文及び第5条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後最初に任命される第7条第1項第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、 同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。